

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	岡田 真弓
主 論 文 題 名 :				
イスラエル国における考古遺産マネジメントのあり方とその歴史の変遷				
(内容の要旨)				
<p>本論文は、イスラエル国における文化遺産、とりわけ考古遺産のマネジメントについて、その特徴と歴史の変遷を総合的に解明することを目的としたものである。</p> <p>イスラエル国は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖地とされており、さまざまな思想や信仰を持った人々が生活している。また、シオニズムという民族主義的な思想のもと、現イスラエル国が建国された経緯があるため、各思想の歴史的根拠となる歴史解釈・歴史表象にあたる考古学研究や文化遺産マネジメントには、こうしたイデオロギーが強く反映されていると指摘されてきた。すなわち、古代イスラエル王国の歴史を「聖書考古学」を通して示すことで、この地に関するイスラエル人の権利を主張しようとしてきたと批判されるのである。しかし、先行研究の多くは、限られた遺跡のみを対象として考古学や文化遺産マネジメントの偏向性を指摘しているなど検証が不十分なため、それが同国における遺跡マネジメントの全体的な性格を反映しているのかどうかを的確に示しているとは言えない。</p> <p>そこで本論文は、同国の文化遺産マネジメントの特徴と歴史的全体像を、制度と実態の両面から悉皆的に分析し、これまでしばしば印象論で語られてきた議論をデータに基づいて実証的に再検討することを試みた。また、文化遺産マネジメントの主体にも注目し、イスラエル政府主導の事例と非政府団体主導の事例を比較・検討することで、イスラエル建国以来実施されてきた当国の文化遺産マネジメントを包括的に理解することを目指した。</p> <p>本論文は、全Ⅴ部十章から構成される。</p> <p>第Ⅰ部「序章」の第一章「本研究の概要」では、まず本論文の目的がイスラエル国の文化遺産マネジメントの特徴と歴史の変遷を解明することにあることを述べている。</p> <p>イスラエル国で実施されてきた考古学や文化遺産マネジメントは、これまでしばしば特定のイデオロギーの影響を強く受けてきたと批判されてきた。それは、当地がユダヤ教、キリスト教、イスラム教という主要宗教の誕生の背景となった土地であるとともに、現イスラエル国建国にあたってシオニズムという民族主義的な主張がさかんになされ</p>				

た場所であるため、思想の歴史的根拠となる歴史解釈・歴史表象が政治的・宗教的影響を強く受けた、という批判である。しかし、このような先行研究の多くは、限られた遺跡の事例からその傾向を指摘するのに留まっており、同国における遺跡マネジメントの全体的性格を反映しているかどうかは確かでない。また、こうした議論は、しばしば考古学的方法論に対する批判と遺跡マネジメントの実態を混同しており、データに基づく議論となっていない。そこで、本論文はイスラエル国において行われてきた文化遺産マネジメントの方針を、制度と実態の二面から悉皆的に分析し、その歴史的全体像を描き出すことを試みている。また、建国以前から現在にいたるまでのそれぞれにおける通時的な変化を読み取り、文化遺産マネジメントの性格や方針にどのような変化があったのかを抽出している。

第Ⅱ部「本研究の背景と先行研究再考」では、本論文の前提として、第二章「文化遺産の定義の歴史の変遷」で通時的な文化遺産の定義、第三章「イスラエル社会の重層性」でイスラエル社会の概要を示している。また第四章「イスラエル国の文化遺産マネジメントに関する先行研究」では、当国の文化遺産マネジメントに関わる先行研究を再考した。とくに、「考古学・文化遺産の政治利用」、「宗教と文化遺産」、「観光と文化遺産」について議論ごとに再検討を加えた。そして、これらの先行研究を踏まえた上で、この種の研究に内在する問題と本論文の立脚点をあきらかにしている。

第五章から第七章で構成される第Ⅲ部「イスラエルの文化遺産マネジメント制度の変遷」では、一つ目の分析として、イスラエル国の文化遺産マネジメントに係る制度を規定する法律を検討し、その特徴と歴史の変遷を抽出している。第五章「イスラエル国の文化遺産マネジメントの歴史」では、19世紀末のオスマン帝国末期から現在までにパレスチナ地域で実施された文化財政策について論じている。文化財政策の歴史の変遷を理解するため、『古物条例第51号 Antiquities Ordinance No.51 1929』、『古物条例 Antiquities Ordinance from the Law of Palestine 1934』、『古物規則 Antiquities (Enclosures) Rules 1959』、『イスラエル古物法 Israel Antiquities Law 1978』の条文を用いた。

第六章「イスラエル国の文化遺産マネジメントと国際社会」では、その後のイスラエル国の文化遺産マネジメントに大きな関わりを持つようになる国際関係、とくに世界遺産制度への参加およびパレスチナ自治区の現状について議論している。

第七章「国立公園制度に係る法制史」では、第五章、第六章を背景として、イスラエル政府による文化遺産マネジメントの核である国立公園制度を規定する法律の条文分析を行っている。イスラエル自然・公園局 Israel Nature and Parks Authority (以後、INPA) は1964年に設立さ

れ、その後の同国における文化遺産マネジメントの中核をになうこととなった。本章で対象となる法律は、『国立公園・自然保護区法 (1963 年) National Parks and Nature Reserves Law 1963』、『国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡法 (1992 年) National Parks, Nature Reserves, National Sites and Memorial Sites Law 1992』、『国立公園・自然保護区・国立史跡・記念史跡法 (1998 年) National Parks, Nature Reserves, National Sites and Memorial Sites Law 1998』の三つ、およびこれらの修正や追加細則である。第七章第二節では、特に国立公園、自然保護区、国立史跡、記念史跡の定義とその運営・管理のあり方の変遷を抽出し、第三節では、国立公園と自然保護区指定の手続き、INPA の役割と権限、評議会と総会の役割と権限に関する条文について検討を加えている。

法制度に関する分析結果からは、当初、遺跡のみが文化遺産マネジメントの対象となっていたが、次第に自然環境も保護の対象に加えられ、遺跡保存の際にも参加型余暇の施設と組み合わせた形で保存・活用されるようになったことが読み取れる。これは、建国当初、社会に広く浸透していた宗教的背景や古代史から自分たちのアイデンティティを確立しようとする思想に加え、環境保護に対する関心や現世主義的価値観の高まりが反映されていると言えるであろう。また、いわゆる近代遺産への関心も看取できた特徴の一つである。とくに 1980 年代以降、世俗的シオニズム国家イスラエルの建国史に関わる文化遺産を保存する動きが各地でおこり、イスラエル国が近代シオニズムによって建設されたことを強調するようになってきている。同時に、1980 年代から始まった各都市の再開発では、緊急発掘やその後の活用などの文化遺産マネジメントの責務を地方政府が担うこととなった。そのため、各地域の歴史的な特色を活かした文化遺産マネジメントを独自展開する地域も現れた。こうした思想的・社会的変化は、国立公園制度のなかに新しい文化遺産の概念を生み出しただけでなく、ユダヤ民族基金やイスラエル史跡保存協会のような非政府団体による文化遺産マネジメントを促進することにつながっていった。

第八章と第九章を含む第 IV 部「遺跡の遺産化の実態」では、二つ目の大きな分析として、イスラエル国における文化遺産マネジメントの実態を扱っている。第 III 部において抽出された制度上の特徴と変化が、遺跡保存と展示の実態にどう反映されているかを検討するためである。第八章「イスラエル政府主導による遺跡の遺産化」では、同国の国立公園と自然保護区で実際に保存・展示されている遺跡を対象として分析し、その性格を浮かび上がらせている。保存・活用のために選定された遺跡における元来の発掘調査で、どの時代の、どの種の遺構が確認されたのかがまず示され、それに対して、実際

に保存・展示されているものは何か同一基準で比較されている。対象となる遺跡は、INPA の前身組織である歴史・考古・宗教遺跡改善委員会と景観及び史跡開発局によって選定された 33 ヶ所の遺跡（第二節）と、INPA が誕生した後に国立公園あるいは自然保護区整備の一環としてマネジメントされた 40 ヶ所の遺跡である（第三節）。さらに、実際に保存・展示された遺跡はどの時代の、どの遺構なのかを示し、発掘調査成果との比較から、それがどの程度遺跡の遺産化に反映されているのかを検証している（第四節）。

第八章から得られた結果は、次のとおりである。建国当初の文化遺産マネジメントでは、聖書時代の遺跡も保存・活用の対象とされたが、ユダヤ教／民族とは直接的な関係のないヘレニズム・ローマ時代の遺跡も同程度対象となっていたことが明らかとなった。この要因としては、これらの時代の遺跡が地上に露出した豪華な都市遺跡で、欧米からの観光客に人気があったためであり、イスラエル政府が当初より観光開発に強い関心を持っていたことを示唆している。1964 年から INPA によって実施された文化遺産マネジメントの実態に関する分析結果は、当該時期に保存・活用された遺跡には聖書時代からビザンツ時代にかけての広い時代幅の遺跡が含まれており、特定の時代やテーマに偏った文化遺産マネジメントが行われていなかった可能性を示唆している。考古学的発掘調査の成果と保存・展示内容については、大きな差異は見られなかった。違いが認められる場合も、それは元来遺構が建造された歴史的背景や遺構の構造に起因するものであり、遺構の選定に大きなイデオロギー的な偏向を認めることができなかった。

第九章「非政府団体主導による文化遺産マネジメント」では、イスラエル政府以外が主体となって実施されている文化遺産マネジメントの事例を取り上げ、その特徴を抽出している。政府主体の文化遺産マネジメントと非政府団体のそれを比較して、同国における文化遺産マネジメントの全体像を包括的に理解するためである。具体的には、ユダヤ民族基金、イスラエル史跡保存協会、西壁遺産財団、フランシスコ修道会の四団体が主体となって実施されている文化遺産マネジメントの事例を取り上げ、それぞれの組織の性格、マネジメントしている文化遺産の内訳と性格、マネジメント手法の違いを論じている。各団体が文化遺産マネジメントに着手した背景、マネジメント対象、文化遺産の運営方法などは異なるものの、国の法制度などに拠らずに、各団体が掲げる主義主張に基づいて文化遺産マネジメントを実施している点は共通している。ユダヤ民族基金の文化遺産マネジメントのあり方は、INPA のそれに比較的近く、歴史的、文化的、環境的に価値のある遺産を保護しつつ、それらを公共財として活かすために、トレイルなどを配した空間づくりを行っている、一方、イスラエル史跡保存協会、西壁財団、フランシスコ修道会は、対象とする文化遺産のマネジメントを通じてパレスチナ地域の過去と

現在の継続性を主張している。イスラエル政府による文化遺産マネジメントの方針とは一線を画す非政府団体による活動は、結果的に多様な視点から当地の文化遺産が後世に継承される現在の状況を作り出しているといえる。

第V部「終章」の第十章「結論」では、上記の分析から得られたイスラエル国における文化遺産の保護・活用のあり方と歴史的変遷についての結論が記されている。結論として示した、主たる論点は次の三点である。

- (1) イスラエル政府主導の文化遺産マネジメントは、その法制史と実態の総合的な分析に基づく、これまでしばしば指摘されてきたように、かならずしも一面的に自国のアイデンティティを聖書の歴史記述と関連づけるようなものではなかったことがあきらかとなった。むしろ1950年代に開始された文化遺産マネジメントの根底には、民族的・宗教的イデオロギーとは別に、観光産業開発といった当時の社会的ニーズも大きな意味を持っていた。このことは、残存状態の良いヘレニズム・ローマ時代の遺跡や観光資源として見栄えがする都市遺跡が積極的にマネジメント対象となってきた傾向からも追認することができる。
- (2) イスラエル国で実施されてきた文化遺産マネジメントのあり方は、時間の流れとともに大きく変化したことも示された。イスラエル政府主導のもと、国立公園制度で遺産化された遺跡は、郷土学習のための歴史資源として保存される形から、自然環境保護や参加型余暇に資する形で保存されるようになってきた。また、『イスラエル古物法（1978年）』が定める文化財の定義から外れた、いわゆる近代遺産への関心の高まりも認められた。とくに1980年代以降は、世俗（シオニズム）国家イスラエルの建国史を保存する動きが各地でおこり、聖書にもとづく古代国家史よりも、近代国家建国史を各地で強調するようになってきている。さらに同時期から始まった各都市の再開発に伴い、それまで中央政府が担ってきた文化財行政の責務を地方政府も負うことになり、各地域の歴史の特色を活かした文化遺産マネジメントを独自展開する地域も現れた。こうした社会における思想的な変化や文化財保護制度の変革は、国立公園制度の中に新しい文化遺産の概念を誕生させただけでなく、ユダヤ民族基金やイスラエル史跡保存協会のような非政府団体による文化遺産マネジメントを促進させた。
- (3) さらに本論文は、政府主導の文化遺産マネジメントだけでなく、非政府団体による文化遺産マネジメントもイスラエルで実施されていることを指摘している。これらは、ともすると特定のイデオロギーに偏った文化遺産マネジメントになりかねない危険性をはらんでおり、実際、西壁遺産財団やダビデの町財団は、そのような批判を浴びている。しかし、イスラエル政府主導による文化遺産マネジメントとそれらが並列して認められることに

よって、結果的に、多様な視点からイスラエル国の文化遺産が後世に継承されることを可能にしている面もある。こうした特定の主義主張を実現させるための文化遺産マネジメントは、世界遺産制度などの前提となる多文化主義とはたしかに一線を画するものである。イスラエル政府も、世界遺産型の文化遺産マネジメントに舵を切りつつあるのに対し、西壁遺産財団等はその真逆を突き進んでいるともいえる。しかし、イスラエル国には思想や宗教が大きく異なる人々が多数存在しているのであり、このような相異なる文化遺産保存のあり方が併存する事例は、「誰のための文化遺産か」という文化遺産研究が向き合う問いに対して、新たな一石を投じるものである。

Thesis Abstract

No. 2

often claimed; rather, they were also influenced by other factors such as economic demands. Second, studying the legislative system for cultural heritage management reveals diachronic changes in policy and the possible social factors involved, such as people's preference and tendency for heritage and newly established non-centralized archaeological heritage management. Finally, consideration of NGO-led heritage management ensures that each organization operates in accordance with their principles. Although NGO-led practices are criticized for their deflection, they contribute to the diversity in cultural heritage that we see today in Israel.